

証券コード 3979
(発送日) 2023年6月13日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区晴海三丁目12番1号
K D X 晴 海 ビ ル 9 F
株 式 会 社 う る る
代表取締役社長 星 知 也

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も後記のインターネット等の手段を用いた「バーチャル出席」の方法により株主総会にご出席いただくことができます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.uluru.biz/ir/meeting.html>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第23回定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「うるる」を入力、又は「コード」に当社証券コード「3979」を入力し、検索の上、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月27日（火曜日）午後7時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日)午前11時(受付開始 午前10時)

2. 場 所 東京都中央区晴海三丁目7番1号

東京海員会館 会議室1

(末尾の会場案内図をご参照ください。)

※株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※「バーチャル出席」をご希望の株主様は後記の「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会への出席のご案内」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第23期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 定款一部変更の件

以 上

◎当日会場にてご出席される際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、「バーチャル出席」によりご出席の際は、後記の案内に従い、所定の項目(株主番号・郵便番号・所有株式数)によりシステムにログインくださいますようお願い申し上げます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様であって当日会場で出席される方1名に委任する場合には限られます。なお、「バーチャル出席」の方法によるご出席は、後記ご案内のとおり株主様本人に限定しておりますので、予めご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会への出席のご案内

本株主総会は、会場へご来場しての出席のほか、総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席（以下「バーチャル出席」といいます。）し、ライブ配信映像の視聴、議決権行使及びご質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となります。

また、同サイト内より、事前質問をお受けしておりますので、是非ご利用ください。

1. 配信日時

2023年6月28日（水曜日）午前11時から（予めログインしてお待ちください）

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/uluru-23>



①上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込みアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

3. 事前質問の方法

受付期間：2023年6月7日（水）午後7時～2023年6月23日（金）午後7時

接続先：
https://web.sharely.app/e/uluru-23/pre_question



①上記のURLをご入力いただくか、二次元コードを読み込みアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を画面表示にしたがって入力しログインしていただき、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

※受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※すべての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に総会当日にご回答させていただく予定です。

4. 当日の議決権行使及び質問方法

受付開始：2023年6月28日（水曜日）午前11時

上記「2. アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインし、「株主総会参考書類」をご検討の上ライブ配信閲覧画面下部の「決議」ボタンより賛否、又は棄権をご入力ください。また、ライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、3問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

5. 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、画面下の「動議」ボタンから動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

6. 代理人によるご出席に関して

バーチャル出席によるご出席は、株主様ご本人に限定させていただきます。代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願い申し上げます。この場合、委任した株主様ご本人の署名又は記名押印のある委任状等、代理権を証明する書類及び株主様ご本人の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。株主様ではない代理人及び同伴者の方など、株主様以外の方は会場にご入場いただけませんのでご注意ください。

7. ログイン方法・操作方法等に関するお問い合わせ先

・電話番号：03-6416-5286

（コインチェック株式会社 Sharely事業部 うるる株主総会担当者）

・事前受付日時：2023年6月14日（水）～2023年6月27日（火）※平日のみ
午前10時～午後5時

・当日受付日時：2023年6月28日（水）
午前10時～株主総会終結の時まで

以上

注意事項

- 事前に書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャル株主総会に出席した場合は、当日もしくは最後に行われたもの（インターネットと議決権行使書で重複して議決権を行使された場合はインターネットによる議決権を有効とする。）を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 進行の都合やご質問内容によりすべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- 当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- バーチャル株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいようお願い申し上げます。
- 不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じることがあるほか、株主様におきましては、株主総会の現実の会場へご来場されてのご出席と比較して、制約事項や想定外の不利益が生じる可能性があります。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる事前の議決権行使の流れ

1. 以下のURLあるいはQRコードから
バーチャル株主総会のログイン画面へ
アクセスしてください。

https://web.sharely.app/e/uluru-23/pre_vote



2. お手持ちの議決権行使書をご参考の上、
ログイン画面にて必要な情報を入力し
ログインしてください。

株主番号 例) 012345678
郵便番号 例) 150-0944
所有株式数 例) 1000
ログイン

所有株式数
投票日付迄のご所有株式数
議決権の数
議決権の種類
議決権の種類は1単位ごとに1票となります。
お 願 い
1. 当株主総会にご出席の際は、議決権行使権利 2. 当株主総会にご出席しない場合は、議決権行使の権利 3. 議決権行使の権利を行使しない場合は、議決権行使の権利 4. 議決権行使の権利を行使しない場合は、議決権行使の権利
株主番号
社 会 番 号

3. セキュリティおよび株主様の保護のため
キャプチャ認証がございます。
表示された9つの写真から適切なものを
選び、確認してください。



4. 事前受付期間において、
議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することが出来ます。

定時株主総会 - 事前行使フォーム
事前行使期間 2023/04/20 08:00:00 - 2023/04/27 18:00:00
第1号議案 定款一部変更の件
賛成 <input type="radio"/> 反対 <input type="radio"/> 棄権 <input type="radio"/>
第2号議案 取締役2名選任の件
山田 太郎
賛成 <input type="radio"/> 反対 <input type="radio"/> 棄権 <input type="radio"/>
田中 貞子
賛成 <input type="radio"/> 反対 <input type="radio"/> 棄権 <input type="radio"/>
送信する

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月1日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月1日)	前年 同期比
売上高	4,029百万円	4,862百万円	20.7%
EBITDA	△164百万円	105百万円	—
営業利益又は営業損失(△)	△241百万円	8百万円	—
経常利益又は経常損失(△)	△251百万円	5百万円	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△64百万円	△45百万円	—

平成30年版「情報通信白書」によると、日本の生産年齢人口は2017年から2040年にかけて約1,600万人減少することが推計されており、労働力不足による経済規模の縮小、国際競争力の低下といった社会的・経済的な課題が深刻化することが危惧されております。そのような状況の中、当社グループは「労働力不足を解決し 人と企業を豊かに」というコーポレートビジョンのもと、「労働力不足解決のリーディングカンパニー」を目指し、これまで様々な領域において労働力の代替ソリューションとなる事業をSaaSを中心に複数展開し、上記社会課題の解決に向き合ってきました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2022年版」によると、国内SaaS市場規模は、2022年度において10,891億円となっており、2026年度には16,681億円に達すると予測されております。

当連結会計年度における売上高は4,862,379千円（前期比20.7%増）、EBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額（以下同様））は105,905千円（前期は△164,280千円）、営業利益は8,859千円（前期は241,449千円の営業損失）、経常利益は5,976千円（前期は251,790千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は45,507千円（前期は64,401千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

2022年5月13日に公表(2022年6月24日に一部訂正)した当初業績予想との対比は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (当初業績予想)	当連結会計年度 (実績)	当初業績 予想比
売上高	4,850百万円	4,862百万円	100.3%
EBITDA	50百万円	105百万円	211.8%
営業利益	△50百万円	8百万円	-
経常利益	△60百万円	5百万円	-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△90百万円	△45百万円	-

各セグメントの業績は、次のとおりです。

事業区別 売上高	第22期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第23期 (2023年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
CGS事業 NJSS	1,997 百万円	49.6%	2,386 百万円	49.1%	388百万円	19.5%
CGS事業 fondesk	454 百万円	11.3%	660 百万円	13.6%	205百万円	45.2%
CGS事業 フォト	465 百万円	11.5%	572 百万円	11.8%	107百万円	23.1%
CGS事業 その他	- 百万円	-%	- 百万円	-%	-百万円	-%
BPO事業	1,081 百万円	26.8%	1,216 百万円	25.0%	134百万円	12.4%
クラウド ソーシング事業	30 百万円	0.7%	27 百万円	0.6%	△2百万円	△8.8%
合計	4,029 百万円	100.0%	4,862 百万円	100.0%	833百万円	20.7%

イ. CGS事業 NJSS

CGS事業の主力SaaSである「NJSS」については、「ARPU(一件当たり日割り売上高)と有料契約件数の最適化を図ることで将来にわたる売上高を拡大する」という方針に基づき各種施策を展開した結果、有料契約件数は、解約数を抑えつつ新規契約を着実に獲得することができたことから、2023年3月末時点で5,722件と、2022年3月末比で1,018件増加いたしました。ARPUは1,164円となりましたが、今後、新機能リリース等により、中長期的に維持・増加を目指してまいります。

また、カスタマーサクセスの強化により、有料契約件数をベースにした12ヶ月平均の解約率は1.44%(同2022年3月末1.48%)と前連結会計年度から1.4%台を維持し、ARR(年間経常収益)も約25億円と成長を続けております。この結果、当連結会計年度におけるCGS事業 NJSSの売上高は2,386,369千円(前期比19.5%増)となり、セグメントEBITDAは940,901千円(前期比33.8%増)、セグメント利益は920,757千円(前期比32.3%増)となりました。

NJSS KPI	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
売上高(百万円)	467	490	518	520	552	584	608	640
EBITDA(百万円)	191	178	188	145	191	216	268	265
有料契約件数	4,139	4,388	4,480	4,704	4,968	5,183	5,398	5,722
ARPU (円)	1,226	1,199	1,232	1,213	1,195	1,195	1,190	1,164
解約率(%)	1.55	1.48	1.46	1.48	1.45	1.46	1.42	1.44
LTV(千円)	2,153	2,229	2,337	2,220	2,255	2,264	2,318	2,189
ARR(百万円)	1,891	1,972	2,048	2,127	2,215	2,312	2,374	2,471

(注) 1. ARPU：有料契約一件当たりの日割り売上高。

2. 解約率：前月末有料契約件数に対する当月解約数の割合。上表は12か月平均の数値。

3. LTV：「顧客生涯価値」。ARPU×1/解約率×粗利率90%で算出。

4. ARR：「年間経常収益」。各四半期サブスクリプション売上高に4を乗じて算出。

ロ. CGS事業 fondesk

CGS事業におけるSaaSである「fondesk」は、マーケティング施策の実施など成長投資を行ったことによりコストが増加いたしました。バックオフィス業務のDX化を支援するサービスの一つとしての認知をさらに拡大させ着実に需要を取り込んだことで、2023年3月末時点で有料契約件数が4,054件(2022年3月末比739件増加)と成長いたしました。また、2022年7月1日に行った料金改定による従量料金の増加によりARPUが14,810円となりました。加えて継続的なプロダクト・サービス改善によって、直近12ヶ月の平均月次解約率は過去最低水準の1.5%を維持しております。

この結果、当連結会計年度におけるCGS事業 fondeskの売上高は660,035千円(前期比45.2%増)となり、セグメントEBITDAは△30,178千円(前期は△73,437千円)、セグメント損失は31,014千円(前期は74,019千円の損失)となりました。

fondesk KPI	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
売上高(百万円)	102	110	120	121	136	167	175	180
EBITDA(百万円)	1	2	1	△78	△4	11	35	△72
有料契約件数	2,552	2,814	3,105	3,315	3,550	3,718	3,896	4,054
ARPU(円)	13,361	13,074	12,920	12,230	12,840	14,987	15,056	14,810
解約率(%)	2.5	2.0	1.9	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5%
ARR(百万円)	-	-	481	486	547	668	703	720

(注) 1. ARPU：有料契約一件当たりの月割り売上高。

2. 解約率：前月末有料契約件数に対する当月解約数の割合。上表は12か月平均の数値。

3. ARR：「年間経常収益」。各四半期サブスクリプション売上高と各四半期リカーリング売上高の合計に4を乗じて算出。

ハ. CGS事業 フォト

CGS事業におけるSaaSである「えんフォト」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、着実に契約園数を増加させることができ、ARR(年間経常収益)も約6億円と成長を続けております。また、2020年12月に完全子会社化した出張撮影マッチングサービス「OurPhoto(アワーフォト)」を運営するOurPhoto株式会社とのシナジー創出等に注力しつつ、サービス成長やユーザー利便性向上のための施策を着実に実施いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるCGS事業 フォトの売上高は572,539千円(前期比23.1%増)となり、セグメントEBITDAは△210,421千円(前期は△219,286千円)、セグメント損失は241,967千円(前期は250,396千円の損失)となりました。

フォト KPI	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
売上高(百万円)	101	90	139	133	126	114	170	161
EBITDA(百万円)	△32	△54	△64	△67	△56	△74	△40	△38
えんフォト 契約園数	3,072	3,207	3,318	3,662	3,757	3,835	3,942	4,186
えんフォト 園当たり売上高(円)	27,154	23,517	28,711	32,347	27,097	25,222	28,983	34,882
えんフォト ARR(百万円)	-	-	381	473	407	386	457	584
OurPhoto 撮影件数(件)	4,022	3,206	9,648	2,760	4,551	3,165	9,381	3,138

(注) ARR：「年間経常収益」。各四半期リカーリング売上高に4を乗じて算出。

ニ. BPO事業

BPO事業におきましては、SaaS型自動化サービス「eas(イース/Entry Automation System)」におけるマーケティング施策などの成長投資を行いつつも、新型コロナウイルスの影響によるリモートワークの社会浸透を背景とする紙の電子化需要などにより引き合いが好調に推移いたしました。また、引き合いが好調な状況を背景に2023年3月より徳島第三センターの稼働を開始したことに加え、同月にSaaSの裏側を人力でサポートする業務において複雑かつ高難度な対応をメインとした業務の受け入れ体制づくりのため、大分県に大分センターを設立しております。

この結果、当連結会計年度におけるBPO事業の売上高は1,216,020千円(前期比12.4%増)となり、セグメントEBITDAは62,698千円(前期比30.6%増)、セグメント利益は28,136千円(前期比56.5%増)となりました。

BPO KPI	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
売上高(百万円)	247	297	253	282	239	323	288	364
EBITDA(百万円)	18	50	△20	△1	△7	50	7	11

ホ. クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業におきましては、「シュフティ」に登録されているクラウドワーカー数は2023年3月末時点で約45万人となっておりますが、CGSにリソースを供給するためのプラットフォームとして、ユーザー利便性向上のためのサービス改修や安定的運営のためのカスタマーサポート改善に継続的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度におけるクラウドソーシング事業の売上高は27,415千円(前期比8.8%減)となり、セグメントEBITDAは△13,993千円(前期は△30,123千円)、セグメント損失は14,370千円(前期は30,604千円の損失)となりました。

クラウドソーシング KPI	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
売上高(百万円)	7	7	8	7	7	7	6	6
EBITDA(百万円)	△9	△7	△5	△8	△2	△4	△7	0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は285,848千円となっております。主なものといたしましては、東京本社の人員増加に伴う工具、器具及び備品(PC等)35,751千円、NJSSのプロダクトフルリニューアルにかかるソフトウェア132,888千円、徳島第三センターと大分センターの利用開始にかかる建物24,363千円、建物付属設備（設備工事、水道工事等）21,343千円、工具、器具及び備品（セキュリティ工事、通信設備、サーバー等）14,898千円、BPO事業でのeas開発における、ソフトウェア45,671千円があります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末における当社グループの保有する現金及び預金は2,396,104千円、有利子負債控除後のネットキャッシュの金額は2,357,224千円となっており、手元流動性に懸念ないことから、当連結会計年度においては資金調達を実施いたしませんでした。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2020年3月期)	第21期 (2021年3月期)	第22期 (2022年3月期)	第23期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	2,480,493	3,219,978	4,029,292	4,862,379
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△190,918	148,271	△251,790	5,976
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△207,368	42,195	△64,401	△45,507
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△30.74	6.17	△9.37	△6.58
総 資 産 (千円)	3,612,880	4,198,444	4,338,488	4,621,583
純 資 産 (千円)	2,154,528	2,208,439	2,128,385	2,088,827
1株当たり純資産額 (円)	315.19	322.36	308.12	301.98

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社うるるBPO	60,000千円	100.0%	BPO事業
OurPhoto株式会社	13,879千円	100.0%	CGS事業 フォト
株式会社ブレインフィード	3,000千円	100.0%	CGS事業 NJSS

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2019年5月14日に短期的な利益追求ではなく、中長期的な企業価値の向上を企図した5カ年の中期経営計画(2020年3月期～2024年3月期)を策定いたしました。中期経営計画最終年度となる2024年3月期においては、売上高は2021年5月14日に開示した5,800百万円を上回る6,000百万円の達成を、EBITDAはこれまで行ってきた広告宣伝費やシステム関連委託費などの先行投資を抑制することで同開示どおりの1,500百万円の達成をそれぞれ図る計画です。同計画達成に向けては以下の課題に対処しなければならないと考えております。

① NJSSのSaaS事業としての更なる成長

今後NJSSをSaaS事業としてさらに成長させていくため「解約率を維持・改善しつつ、ARPU(一件当たり日割り売上高)と有料契約件数の最適化を図ることで将来に渡る売上高を拡大する」という方針のもと有料契約件数増加トレンドの継続・チャーンレートの更なる抑制・プロダクトへの機能追加やこれまでターゲットとしていなかった顧客層へのアプローチの開始等により事業価値を向上させていきたいと考えております。

② CGS事業の成長促進

当連結会計年度においてはNJSS以外のCGS事業「fondesk」・「えんフォト」は、いずれも成長いたしました。依然としてNJSSが売上高の約半分及び利益の大半を占める状況が続いており、当社グループの更なる成長にはNJSS以外のCGS事業の成長促進が必要であると考えております。2024年3月期においては、投資を抑制しつつ「fondesk」における機能拡充・改善及びマーケティング施策の展開や「えんフォト」におけるサービス成長・ユーザー利便性向上のためのシステム開発並びに「OurPhoto」とのシナジー創出等を進めることによって、これらの事業の成長を図る次第です。

③ BPO事業の継続的成長と利益率向上

当連結会計年度においてBPO事業は紙の電子化需要などにより引き合いが好調に推移し、2023年3月より徳島第三センターの稼働を開始したことに加え、同月にSaaSの裏側を人力でサポートする業務において複雑かつ高難度な対応をメインとした業務の受け入れ体制づくりのため、大分県大分市に大分センターを設立いたしました。2024年3月期においても各センターにおける強固且つ多様な施工体制を土台に、インボイス制度開始や電子帳簿保存法施行に伴って発生する各種ニーズへの対応やSaaSの裏側のサポート等を通じて、継続的な成長と利益率の向上を図っていききたいと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
CGS事業 NJSS	クラウドワーカーを活用した官公庁等の入札情報速報サービス「NJSS」の提供
CGS事業 fondesk	クラウドワーカーを活用した電話受付代行サービス「fondesk」の提供
CGS事業 フォト	幼稚園・保育園向け写真販売管理システム「えんフォト」と出張撮影マッチングサービス「OurPhoto」の提供
CGS事業 その他	「NJSS」「えんフォト」「fondesk」「OurPhoto」以外の事業の運営
BPO事業	データ入力・スキャニング、システム開発受託、電子化総合アウトソーシング、メーリングサービス、キャンペーン事務局代行等の総合型アウトソーシング受託業務の提供
クラウドソーシング事業	業務を発注したいクライアントとクラウドワーカーをマッチングするプラットフォーム「シュフティ」の提供

(6) 主要な営業所等 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

株式会社うるるBPO	本社（東京都中央区）、徳島センター（徳島県小松島市）、大分センター（大分県大分市）
OurPhoto株式会社	本社（東京都中央区）
株式会社ブレインフィード	本社（東京都中央区）

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
CGS事業 NJSS	91 (20)名	7名増 (1名増)
CGS事業 fondesk	13 (2)名	2名増 (一名)
CGS事業 フォト	31 (5)名	2名増 (3名増)
CGS事業 その他	— (—)名	一名 (—)
BPO事業	31 (101)名	1名増 (14名増)
クラウドソーシング事業	4 (2)名	2名減 (1名増)
報告セグメント計	170 (130)名	10名増 (19名)
全社 (共通)	31 (7)名	8名 (一名)
合計	201 (137)名	18名 (19名)

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) と記載している使用人数はIR室、経営企画部、経理財務部、人事部、ブランド戦略部、業務推進・管理部、内部監査室及び未来創造チームに所属しているものです。
3. 全社の使用人数が前期と比べて18名増加しましたのは、中期経営計画達成に向けた人員体制の強化によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160 (35) 名	12名増 (4名増)	33.6歳	3.7年

- (注) 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	20,000千円
株式会社みずほ銀行	18,880千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 11,199,200株
- ② 発行済株式の総数 6,917,400株
- ③ 株主数 1,086名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
星 知也	1,309,400株	18.93%
株式会社エアーズロック	660,000	9.54
光通信株式会社	475,300	6.87
桶山 雄平	430,000	6.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	424,900	6.14
株式会社H設計工房	380,800	5.50
五味 大輔	308,700	4.46
長屋 洋介	208,000	3.00
日本生命保険相互会社	190,000	2.74
小林 伸輔	184,400	2.66

(注) 持株比率は自己株式（308株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2016年3月17日	
新 株 予 約 権 の 数		20個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 4,000株 (新株予約権 1 個につき 200 株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新 株 予 約 権 1 個 当 たり 87,000円(1株当たり 435円)	
権 利 行 使 期 間		2018年3月18日から2026年2月17日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2・3	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数	10個
		目的となる株式数	2000株
		保有者数	1名
	監 査 役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
 2. 2016年8月25日付で1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
 3. 2021年10月1日付で1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
 4. 第4回新株予約権において取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	星 知 也	株式会社ブレインフィード 取締役
取締役副社長	桶 山 雄 平	株式会社うるるBPO 代表取締役社長 日本データ・エントリ協会 理事
取 締 役	長 屋 洋 介	IT戦略・リスク管理担当役員 フラール株式会社 社外取締役
取 締 役	小 林 伸 輔	ブランド戦略担当役員 一般社団法人アクシス発見スクール 代表理事
取 締 役	近 藤 浩 計	取締役 Co-CFO IR担当役員 OurPhoto株式会社 取締役 株式会社リクシス 社外監査役 株式会社ブレインフィード 取締役
取 締 役	渡 邊 貴 彦	Govtech事業 (NJSS事業含む) 担当役員
取 締 役	市 川 貴 弘	バリュウ・フィールド株式会社 代表取締役 市川貴弘行政書士事務所 代表 ファン・バリュウ株式会社 代表取締役 税理士法人市川会計 代表社員 オーマイグラス株式会社 社外監査役 株式会社StardustCommunications 社外監査役 株式会社TOKIUM 社外監査役 株式会社FABRIC TOKYO 社外監査役 アスエネ株式会社 社外監査役
取 締 役	松 岡 剛 志	一般社団法人日本CTO協会 代表理事
常 勤 監 査 役	鈴 木 秀 和	株式会社AIメディカルサービス 取締役監査等委員 株式会社アルト 社外取締役 GRASグループ株式会社 社外監査役
監 査 役	鈴 木 規 央	株式会社トリプルアイズ 社外監査役 株式会社Linc'well 監査役 アクトアドヴァイザーズ法律事務所 共同代表 株式会社ベアキャピタル 社外監査役
監 査 役	柳 澤 美 佳	モデラート株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役市川貴弘氏及び取締役松岡剛志氏は、社外取締役です。
 2. 監査役鈴木規央氏及び監査役柳澤美佳氏は、社外監査役です。
 3. 取締役市川貴弘氏は、税理士として税務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役松岡剛志氏は、インターネットを利用したサービス分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
 5. 監査役鈴木規央氏は、弁護士及び公認会計士として、法務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役柳澤美佳氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。
 7. 当社は、社外取締役市川貴弘氏及び社外取締役松岡剛志氏、社外監査役鈴木規央氏及び社外監査役柳澤美佳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2,000万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、固定報酬に加え、取締役(社外取締役を除く)、を対象とした3種類の株式報酬、具体的には、非業績連動型のi勤務条件型譲渡制限付株式報酬、業績連動型のii中期業績連動型譲渡制限付株式報酬、iii長期業績条件型譲渡制限付株式報酬、により構成されています。なお、株式報酬はi～iiiいずれも、所定の指標又は条件を満たした場合に譲渡制限を解除することとしております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の固定報酬の額は、2018年6月27日開催の第18回定時株主総会で年額2億円以内(うち社外取締役分は年額200万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。また、当該固定報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第19回定時株主総会において、株式報酬である非業績連動型のi勤務条件型譲渡制限付株式報酬の額を年額560万円以内、業績連動型のii中期業績連動型譲渡制限付株式報酬を2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関し680万円以内、iii長期業績条件型譲渡制限付株式報酬を2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し、1240万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2014年12月11日開催の第14回定時株主総会において年額200万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役星知也が取締役の個人別の固定報酬の額の具体的内容を決定しております。権限の内容は2018年6月27日開催の第18回定時株主総会で決議された年額2億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は除く。）の範囲内で各役員の見込額を決定することができるというものです。

当該権限を権限を委任した理由は、被委任者が代表取締役という立場で全社を俯瞰的に見ることが可能であることから、各役員の見込額と責任及び実績・成果等に対し公正な報酬等の額を決定することができると考えたためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役会において代表取締役から「取締役の報酬金額に関する決定書」により決定金額にかかる報告を受け、疑義が生じた場合は議論を行うことができる体制を構築する等の措置を講じており、当該体制のもと取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、固定報酬以外の株式報酬の各取締役への具体的な配分については取締役会において決定することとしております。

ニ. 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動型の譲渡制限付株式報酬を支給しており、所定の指標又は条件を満たした場合に譲渡制限を解除することとしております。

株式報酬の指標は、ii 中期業績連動型譲渡制限付株式報酬においては、3年間以上の取締役在任に加え2022年3月期事業年度連結売上高33億円以上の達成、iii 長期業績条件型譲渡制限付株式報酬においては、5年間以上の取締役在任に加え2024年3月期事業年度連結EBITDA15億円以上（連結EBITDA=連結営業利益+連結減価償却費+連結のれん償却額）の達成としております。

当該業績指標を選定した理由は中期経営計画の達成に向けたインセンティブを付与するという観点から、適切な指標又は条件であると判断したためです。

報酬の額はii 中期業績連動型譲渡制限付株式報酬が2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関し68百万円以内、iii 長期業績条件型譲渡制限付株式報酬が2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し、124百万円以内です。

なお、当事業年度を含む連結売上高及び連結EBITDAの推移は1. (1)①事業の経過及び成果に記載のとおりです。

ホ. 非金銭報酬等の内容

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して非業績連動型の勤務条件型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型の譲渡制限付株式報酬を支給しており、いずれも所定の指標又は条件を満たした場合に譲渡制限を解除することとしております。

勤務条件型譲渡制限付株式報酬の指標は、3年間以上の取締役在任としております。業績連動型譲渡制限付株式報酬の指標は、ii 中期業績連動型譲渡制限付株式報酬においては、3年間以上の取締役在任に加え2022年3月期事業年度連結売上高33億円以上の達成、iii 長期業績条件型譲渡制限付株式報酬においては、5年間以上の取締役在任に加え2024年3月期事業年度連結EBITDA15億円以上（連結EBITDA=連結営業利益+連結減価償却費+連結のれん償却額）の達成としております。

当該業績指標を選定した理由は中期経営計画の達成に向けたインセンティブを付与するという観点から、適切な指標又は条件であると判断したためです。

非業績連動型の勤務条件型譲渡制限付株式報酬の額は年額56百万円以内、業績連動型のii 中期業績連動型譲渡制限付株式報酬は2020年3月期事業年度から2022年3月期事業年度までの3事業年度に関し68百万円以内、iii 長期業績条件型譲渡制限付株式報酬は2020年3月期事業年度から2024年3月期事業年度までの5事業年度に関し、124百万円以内です。

なお、当事業年度を含む連結売上高及び連結EBITDAの推移は1. (1)①事業の経過及び成果に記載のとおりです。

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数	
		固定報酬	勤務条件型譲 渡制限付株式 報酬	中期業績条件 型譲渡制限付 株式報酬		長期業績条件 型譲渡制限付 株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	136,550 (10,200)	117,690 (10,200)	6,641 (-)	2,401 (-)	9,817 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,500 (4,500)	10,500 (4,500)	-	-	-	3 (2)

(注) 上表の報酬等の額以外に取締役1名に対して子会社である株式会社うるるBP0において当事業年度に係る報酬等の額16,185千円（譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額4,889千円を含む）が計上されております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役市川貴弘氏は、バリュー・フィールド株式会社の代表取締役、市川貴弘行政書士事務所の代表、ファン・バリュー株式会社の代表取締役、税理士法人市川会計の代表社員、オーマイグラス株式会社の社外監査役、株式会社Stardust Communicationsの社外監査役、株式会社TOKIUMの社外監査役及び株式会社FABRIC TOKYOの社外監査役、アスエネ株式会社の社外監査役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役松岡剛志氏は、一般社団法人日本CTO協会代表理事です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木規央氏は、株式会社トリプルアイズの社外監査役、株式会社Linc'wellの監査役、アクトアドヴァイザーズ法律事務所の共同代表及び株式会社ペアキャピタルの社外監査役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役柳澤美佳氏は、モデラート株式会社の社外監査役です。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 市川 貴 弘	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的知見から適宜発言を行っております。
取締役 松 岡 剛 志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役 鈴 木 規 央	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべて、監査役会15回のうち15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士及び公認会計士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役 柳 澤 美 佳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回すべて、監査役会15回のうち15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から適宜発言を行っております。

- ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
- ・取締役市川貴弘氏は、長年、税理士やコンサルタントとして活躍した経歴を持ち財務や税務に関する知識や経験を有しております。同氏は社外取締役として業務執行者から独立した客観的な立場から取締役会をはじめとする各種会議体に参加し、主に税理士としての専門的な知見から経営に関する客観的かつ適切な助言を発するなど当社の継続的な成長に寄与する取り組みを行っております。
 - ・取締役松岡剛志氏は、長年、インターネットを利用したサービス分野で活躍した経歴を持ち、同分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は社外取締役として業務執行者から独立した客観的な立場から取締役会をはじめとする各種会議体に参加し、主に経営者としての専門的な知見から経営に関する客観的かつ適切な助言を発するなど当社の継続的な成長に寄与する取り組みを行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は2022年4月に刷新したコーポレートビジョン「労働力不足を解決し人と企業を豊かに」の実現のために法令及び定款を遵守して事業を推進いたします。
 - b. 当社は、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備し、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
 - c. 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、すべての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。
 - d. 当社の役員又は従業員が当社内において法令又は定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、代表取締役、取締役、人事部責任者又は内部通報窓口である法律専門家のいずれかに直接通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。
 - e. 代表取締役によって指名された内部監査室長は、当社各部門を監査して法令及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を代表取締役に報告いたします。
 - f. 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、毎期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。
 - g. 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。すべての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程やマニュアルに基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社の事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
 - b. 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は毎月開催する部長会での部門責任者による報告を通じて社内でも共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
 - b. 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。
 - c. 毎月、取締役及び各部門責任者が出席する部長会を開催して各部門の業務執行状況の情報報告を行い、取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。その他、日常的な業務報告についても社内共有を行うための手段を構築します。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社は、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。
 - b. 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行います。
 - c. 当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行います。
 - d. 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援します。

- e. 内部監査室は、業務の適正性に関する子会社の監査を行います。
 - f. 監査役は、業務の適正性に関する子会社の監査を行います。
 - g. 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図ります。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要請内容に応じて取締役が人選を行い、監査役による同意をもって適切な人員を配置いたします。
 - b. 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとし、
 - c. 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役及び監査役会からの指示のみに服するものとし、
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役会へ報告することとしております。これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。
- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
 - b. 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査室長からの報告受領、また監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い監査の実効性を確保します。
 - c. 各監査役は毎月定期的に、また必要に応じて随時会議を行い、決議すべき事項の決定のほか、それぞれの監査役監査の状況について報告し、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上を図ります。
 - d. 監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払い又は精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き速やかにこれを処理するものとし、

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① リスク管理及びコンプライアンス体制について

- ・当社では、リスク管理体制として、サービスの品質、情報セキュリティ、労務その他法令遵守など事業活動上のリスクについて、リスク管理を行っております。リスク管理体制については、役員及び各部門長が日常業務を通じて潜在リスクの有無を想定、また、顕在化しているリスクについてはこの影響を分析し、取締役会、部長会において必要な対応策を検討するという体制となっております。また、内部監査室長が相互に相手の業務の遂行状況を確認する内部監査において、リスク把握の状況及び対応の妥当性について確認しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談、確認するなど行っております。
- ・当社では、取締役会が全社的・総括的なリスク管理の報告、対応策等の検討の場と位置づけております。また、業務上のリスクについては、各部門長がその責任者として、日常の業務活動におけるリスク管理を行い、部長会において情報共有するとともに、不測の事態が発生した場合には、取締役会に報告することになっております。また、情報管理体制として、「情報管理規程」を制定し、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を情報セキュリティ担当役員とし、必要に応じて各部門に情報管理者を設置し管理・運営を行っております。
- ・個人情報保護の体制として「個人情報保護方針」、「ISMSマニュアル」、「特定個人情報保護規程」を制定し、個人情報保護体制の整備・運営を行っております。

② 取締役の職務の執行について

- ・取締役会は17回開催し、取締役8名（うち、社外取締役2名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。
- ・社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③ 内部監査の実施について

- ・当社は、内部監査の専門部署として代表取締役直属の内部監査室を設置しております。
- ・内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務及び特定の経営諸活動の支援を行っております。
- ・内部監査の結果について代表取締役の承認を受けるとともに、監査役に対して報告を行っております。

④ 監査役の職務の執行について

- ・監査役会は15回開催され、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。さらに、必要に応じて特定の事案に関する調査委員会を監査役会が中心となり発足し、当該事案に関するコンプライアンス等に関する調査を実施しております。
- ・常勤監査役は取締役会の他、社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査室と連携した監査、当社グループのすべての部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,931,434	流動負債	2,520,037
現金及び預金	2,396,104	買掛金	167,031
売掛金	343,102	1年内返済予定の長期借入金	38,880
仕掛品	34,536	未払金	234,023
その他	161,167	未払費用	231,928
貸倒引当金	△3,477	未払法人税等	81,295
固定資産	1,690,149	契約負債	1,481,810
有形固定資産	201,283	預り金	223,783
建物及び構築物	189,991	その他	61,283
工具、器具及び備品	178,355	固定負債	12,718
その他	11,021	その他	12,718
減価償却累計額	△178,084	負債合計	2,532,755
無形固定資産	680,133	(純資産の部)	
ソフトウェア	189,503	株主資本	2,088,780
ソフトウェア仮勘定	55,426	資本金	1,036,616
のれん	434,211	資本剰余金	1,018,916
その他	991	利益剰余金	33,600
投資その他の資産	808,732	自己株式	△353
投資有価証券	448,663	その他の包括利益累計額	47
繰延税金資産	307,459	その他有価証券評価差額金	47
敷金及び保証金	30,400		
長期前払費用	22,208	純資産合計	2,088,827
資産合計	4,621,583	負債純資産合計	4,621,583

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,862,379
売上原価	1,368,407
売上総利益	3,493,971
販売費及び一般管理費	3,485,112
営業利益	8,859
営業外収益	
受取利息	25
受取配当金	177
補助金収入	7,400
その他	2,042
営業外費用	
支払利息	313
株式交付費	76
投資事業組合運用損	11,331
その他	807
経常利益	5,976
税金等調整前当期純利益	5,976
法人税、住民税及び事業税	92,847
法人税等調整額	△41,363
当期純損失	45,507
親会社株主に帰属する当期純損失	45,507

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,033,456	1,015,756	79,107	△275	2,128,044
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	267	267			535
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	2,893	2,893			5,786
親会社株主に帰属する当期純損失			△45,507		△45,507
自 己 株 式 の 取 得				△78	△78
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	3,160	3,160	△45,507	△78	△39,264
当 期 末 残 高	1,036,616	1,018,916	33,600	△353	2,088,780

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	341	341	2,128,385
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			535
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)			5,786
親会社株主に帰属する当期純損失			△45,507
自 己 株 式 の 取 得			△78
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△293	△293	△293
当 期 変 動 額 合 計	△293	△293	△39,557
当 期 末 残 高	47	47	2,088,827

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社うるるBP0、OurPhoto株式会社、株式会社ブレインフィード

当連結会計年度において、株式会社ブレインフィードの全株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

- 建物及び構築物 8～22年
- 工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法を採用しております。なお、主なリース期間は5年です。

長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個々の投資の実態に合わせ、20年以内の合理的な年数（6～8年）で均等償却しております。

収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用第30号 2021年3月26日公表）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりです。

(1) CGS事業

① NJSS

NJSSは、入札情報速報サービス「NJSS」と入札情報検索サービス「nSearch」の運営事業から構成されています。

NJSSは、当社がクラウドワーカーをディレクションしてインターネット上に公示される官公庁等の入札・落札情報を継続的に収集し、当該情報をデータベース化したものを、クライアントとのデータ利用許諾契約に基づき、継続提供する義務を負っております。

当該データ利用許諾契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

ただし、入札情報の販売契約においては、当該契約における履行義務は、顧客が納品された入札情報の検収を完了した一時点で充足されるものであり、当該検収時点において収益を認識しております。また、入札参加資格の取得支援サービス契約においては、当該契約における履行義務は、資格申請書類を顧客へ納品した一時点で充足されるものであり、当該納品時点において収益を認識しております。

nSearchは、自然言語処理や機械学習を活用し、インターネット上に公示される官公庁等の入札情報を自動収集し、当該情報をデータベース化したものを、クライアントとのデータ利用許諾契約に基づき、継続提供する義務を負っております。

当該データ利用許諾契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

② fondesk

fondeskは、クラウドワーカーを活用した電話受付代行サービス事業であり、ユーザーとのサービス利用契約に基づき、ユーザーに対して電話受付代行サービスを提供する義務を負っております。

当該サービス利用契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等配分し、収益を認識しております。

③ フォト

フォトは、幼稚園/保育園向けの写真販売管理システム「えんフォト」と出張撮影マッチングサービス「OurPhoto」の運営事業から構成されています。

えんフォトは、幼稚園教諭/保育士又は当社が派遣したクラウドワーカー（フォトグラファー）が撮影した写真画像データを写真販売管理システムにアップロードし、顧客（園事業者）とのサービス利用契約に基づき、写真販売管理システムを通じた写真画像データ及び画像データの加工物を引き渡す義務を負っております。

当該契約における履行義務は、写真画像データ及び画像データの加工物を顧客（園事業者）の指定したユーザー（保護者）へ引渡した一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

なお、写真データの加工物の収益認識については、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを運用し、出荷時点において収益を認識しております。

OurPhotoは、顧客とのサービス利用契約に基づき、出張撮影マッチングサイトにおいて写真を撮ってもらいたい顧客（ユーザー会員）とクラウドワーカー（フォトグラファー）のマッチング機会の提供及び顧客に対する役務提供の義務を負っております。

当該履行義務は、出張撮影マッチングサイトにおいてマッチングが成立し、顧客に対する役務提供が完了した時点で充足されるものであり、当該業務に係る検収完了時点において収益を認識しております。

なお、当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

(2) BPO事業

BPO事業は、当社連結子会社が保有する社内施工部門、クラウドワーカー、国内外の協力会社といった社内外のリソースを活用し、紙面情報の電子化を行うスキャンやデータ入力、システム開発受託、メーリングサービス、キャンペーン事務局代行等、顧客のノンコア業務を受託する総合型アウトソーシング事業であり、顧客との業務委託契約に基づき、顧客に対して受託した業務に係る成果物（データ、システムへの直接入力、紙の書類等）の納品、又は役務の提供により契約上の受け渡し条件を充足する義務を負っております。

当該契約においては、主に顧客が納品された成果物の検収を完了した一時点で充足されるものであり、当該検収時点において収益を認識しております。

(3) クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業は、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」の運営事業であり、顧客とのサービス利用契約に基づき、クラウドソーシング・プラットフォームにおいて仕事をしてもらいたい顧客と仕事をしたいクラウドワーカーのマッチング機会の提供及び顧客に対する役務提供の義務を負っております。

当該履行義務はクラウドソーシング・プラットフォームにおいてマッチングが成立し、顧客に対する役務提供が完了した一時点で充足されるものであり、当該業務に係る検収完了時点において収益を認識しております。

なお、当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「ポイント収入額」(当連結会計年度223千円)は、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 434,211千円(減損一千円)

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、企業結合で発生したのれんを支配獲得日(取得日)に資産として認識しています。のれんは、取得対価の公正価値が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の正味売却価額を上回る場合にその超過額として測定されます。

なお、株式の取得対価は事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローに超過収益力を含めて決定しております。

のれんは、企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる資金生成単位グループに配分され、その効果が及ぶ期間にわたって償却されます。また取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、事業計画に基づく売上高及び営業損益の達成状況をモニタリングすることによって、のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判断を行っております。

主要な仮定は、OurPhoto株式会社については当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りに使用されるシナジー効果等による販売数量の拡大及び市場の成長率、株式会社ブレインフィードについてはnSearch事業の有料契約件数の見込みになります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば減損損失が計上される可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 307,459千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

ア) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社及び連結子会社は、繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社の分類、一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングなど将来の課税所得の十分性を考慮して判断し繰延税金資産を計上しています。

イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社及び連結子会社の将来の課税所得については、事業計画に基づきその発生時期及び金額を見積っております。特に当社の課税所得の見積は、将来の事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、CGS事業NJSSの有料契約件数の見込みになります。

ウ) 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば繰延税金資産の評価が異なる可能性があります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,908,000		9,400		—	6,917,400

増加数の内訳は次のとおりです。

新株予約権の行使	5,000株
譲渡制限付株式報酬の発行	4,400株

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

8,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、その流動性を維持するため短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、必要に応じて銀行借入や第三者割当増資等を行う方針です。このほか、デリバティブ取引については行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、すべてが1年以内の支払期日です。これらは金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは債権管理規程に従い、営業債権について各事業部門における主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（※1）をご覧ください。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券（※1）（※2）	5,027	5,027	—
資産計	5,027	5,027	—
長期借入金（※3）	38,880	38,880	—
負債計	38,880	38,880	—

（※1）市場価格のない株式等

区	分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式		500

（※2） 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は443,136千円です。

（※3）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内（千円）	1年超2年内（千円）
長期借入金	38,880	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区	分	時 価 (千 円)					
		レベル1	レベル2	レベル3	合 計		
上	場	株	式	5,027	—	—	5,027
資	産	計		5,027	—	—	5,027

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千 円)			合 計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
長 期 借 入 金	—	38,880	—	38,880
負 債 計	—	38,880	—	38,880

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント						合 計
	CGS事業 NJSS	CGS事業 fondesk	CGS事業 フォト	CGS事業 その他	BPO事業	クラウドソーシング事業	
一時点で移転される財及びサービス	47,586	—	572,539	—	1,193,593	27,415	1,841,134
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	2,338,783	660,035	—	—	22,426	—	3,021,245
顧客との契約から生じる収益	2,386,369	660,035	572,539	—	1,216,020	27,415	4,862,379
外部顧客への売上高	2,386,369	660,035	572,539	—	1,216,020	27,415	4,862,379

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期 首 残 高 (千 円)	期 末 残 高 (千 円)
顧客との契約から生じた債権	255,878	343,102
契 約 負 債	1,193,561	1,481,810

(注) 1. 契約負債は、主にCGS事業 (NJSS) にかかる顧客からの前受金に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 契約負債の増減は、主として前受金の受取り (契約負債の増加) と収益認識 (同、減少) により生じたものです。

②残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	1,271,575
1年超2年以内	160,833
2年超3年以内	48,144
3年超	1,256
合計	1,481,810

8. 企業結合等に関する注記

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ブレインフィード

事業の内容 入札情報検索サービス「nSearch (エヌ・サーチ)」の運営

②企業結合を行った主な理由

ブレインフィード社が自社サービスとして展開する入札情報検索サービス「nSearch」は、入札情報を自動収集し、検索できるサービスで、自然言語処理や機械学習を活用し、すべての案件情報を自動収集することで、低価格での提供を可能にしております。

本件取得により、当社が運営する入札情報速報サービス「NJSS」との連携を進めていくことで一層の入札情報市場の拡大を目指してまいります。

③企業結合日

2023年1月4日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤企業結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

ブレインフィード社は、2023年3月31日をみなし取得日としており、被取得企業の決算日である3月31日現在の貸借対照表のみを連結しているため当連結会計年度の業績には含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	272,999千円
取得原価		272,999千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーフィー費用等 3,704千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

270,757千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力です。

③償却方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	12,468千円
固定資産	140千円
資産合計	12,608千円
流動負債	10,365千円
固定負債	一千円
負債合計	10,365千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	301円98銭
(2) 1株当たり当期純損失	6円58銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,437,347	流動負債	2,197,031
現金及び預金	2,146,915	買掛金	60,102
売掛金	135,247	1年以内返済長期借入金	20,000
前払費用	83,309	未払金	170,049
その他	75,124	未払費用	172,070
貸倒引当金	△3,250	未払法人税等	64,096
固定資産	1,865,270	契約負債	1,455,766
有形固定資産	57,492	預り金	211,689
建物附属設備	51,570	その他	43,255
工具、器具及び備品	93,310	固定負債	129
減価償却累計額	△87,388	その他	129
無形固定資産	191,441	負債合計	2,197,161
ソフトウェア	135,229	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	55,426	株主資本	2,105,456
その他	784	資本金	1,036,616
投資その他の資産	1,616,337	資本剰余金	1,018,916
投資有価証券	443,636	資本準備金	1,018,916
関係会社株式	595,464	利益剰余金	50,277
長期貸付金	250,000	その他利益剰余金	50,277
敷金及び保証金	8,286	繰越利益剰余金	50,277
長期前払費用	20,588	自己株式	△353
繰延税金資産	292,527	純資産合計	2,105,456
その他	5,833	負債純資産合計	4,302,618
資産合計	4,302,618		

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,536,310
売 上 原 価		528,121
売 上 総 利 益		3,008,189
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,891,595
営 業 利 益		116,593
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,522	
固 定 資 産 賃 貸 料	940	
そ の 他	1,242	4,705
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	100	
株 式 交 付 費	76	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 耗	11,331	
そ の 他	807	12,315
経 常 利 益		108,983
税 引 前 当 期 純 利 益		108,983
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,680	
法 人 税 等 調 整 額	△42,071	33,608
当 期 純 利 益		75,375

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	1,033,456	1,015,756	1,015,756	△25,097	△25,097	△275	2,023,839	2,023,839
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	267	267	267				535	535
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	2,893	2,893	2,893				5,786	5,786
自 己 株 式 の 取 得						△78	△78	△78
当 期 純 利 益				75,375	75,375		75,375	75,375
当 期 変 動 額 合 計	3,160	3,160	3,160	75,375	75,375	△78	81,617	81,617
当 期 末 残 高	1,036,616	1,018,916	1,018,916	50,277	50,277	△353	2,105,456	2,105,456

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

イ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ウ 長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

④ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用第30号 2021年3月26日公表）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりです。

(1) CGS事業

① NJSS

NJSSは、入札情報速報サービス「NJSS」の運営事業であり、当社がクラウドワーカーをディレクションしてインターネット上に公示される官公庁等の入札・落札情報を継続的に収集し、当該情報をデータベース化したものを、クライアントとのデータ利用許諾契約に基づき、継続提供する義務を負っております。

当該データ利用許諾契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

ただし、入札情報の販売契約においては、当該契約における履行義務は、顧客が納品された入札情報の検収を完了した一時点で充足されるものであり、当該検収時点において収益を認識しております。また、入札参加資格の取得支援サービス契約においては、当該契約における履行義務は、資格申請書類を顧客へ納品した一時点で充足されるものであり、当該納品時点において収益を認識しております。

② fondesk

fondeskは、クラウドワーカーを活用した電話受付代行サービス事業であり、ユーザーとのサービス利用契約に基づき、ユーザーに対して電話受付代行サービスを提供する義務を負っております。

当該サービス利用契約においては、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供期間に応じて均等配分し、収益を認識しております。

③ フォト

フォトは、幼稚園/保育園向けの写真販売管理システム「えんフォト」の運営事業であり、幼稚園教諭/保育士又は当社が派遣したクラウドワーカー（フォトグラファー）が撮影した写真画像データを写真販売管理システムにアップロードし、顧客（園事業者）とのサービス利用契約に基づき、写真販売管理システムを通じた写真画像データ及び画像データの加工物を引き渡す義務を負っております。

当該契約における履行義務は、写真画像データ及び画像データの加工物を顧客（園事業者）の指定したユーザー（保護者）へ引渡した一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

なお、写真データの加工物の収益認識については、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを運用し、出荷時点において収益を認識しております。

(2) クラウドソーシング事業

クラウドソーシング事業は、クラウドソーシング・プラットフォーム「シュフティ」の運営事業であり、顧客とのサービス利用契約に基づき、クラウドソーシング・プラットフォームにおいて仕事をしてもらいたい顧客と仕事をしたいクラウドワーカーのマッチング機会の提供及び顧客に対する役務提供の義務を負っております。

当該履行義務はクラウドソーシング・プラットフォームにおいてマッチングが成立し、顧客に対する役務提供が完了した一時点で充足されるものであり、当該業務に係る検収完了時点において収益を認識しております。

なお、当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において区分掲記しておりました「ポイント収入額」(当事業年度223千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において区分掲記しておりました「自動販売機等設置料収入」(当事業年度176千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 595,464千円(減損一千円)

(うち、子会社であるOurPhoto社株式258,759千円、ブレインフィード社株式276,704千円)

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは相当の減損処理を行っておりますが、子会社であるOurPhoto株式、及びブレインフィード株式について、実質価額の著しい低下がないことから減損処理を行っておりません。

実質価額は当該株式の発行会社の純資産額を基礎とし、超過収益力を反映させております。超過収益力は、株式取得時の当該子会社の純資産価額と実際の取得価額の差額を基礎として算出し、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無を検討しております。

超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討に重要な影響を与える主要な仮定は、OurPhoto株式会社については当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りに使用されるシナジー効果等による販売数量の拡大及び市場の成長率、株式会社ブレインフィードについてはnSearch事業の有料契約件数の見込みになります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

上記主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討結果が異なる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 292,527千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	12,347千円
② 長期金銭債権	255,833千円
③ 短期金銭債務	139千円
④ 長期金銭債務	－千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,660千円

仕入高 35千円

その他の営業取引高 60,305千円

営業取引以外の取引高 3,304千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 308株

(2) 自己株式の期中変動

普通株式 52株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるもの

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	250,390千円
未払賞与	21,034千円
株式報酬費用否認	9,707千円
敷金償却否認	6,001千円
未払事業税	6,192千円
その他	5,220千円
繰延税金資産小計	298,546千円
評価性引当額	△6,018千円
繰延税金資産の純額	292,527千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	OurPhoto 株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 経営管理 役員の兼任	資金の貸付(注)	—	長期貸付金	250,000
				利息の受取	2,499	投資その他の 資産 その他	5,833

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ④ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	304円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	10円90銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社うるる
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 入江 秀雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西口 昌宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社うるるの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社うるる及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社うるる
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 入 江 秀 雄
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 口 昌 宏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社うるるの2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、関係部門の取締役及び使用人等から子会社管理の状況に関し報告を受けるとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社うるる 監査役会
常勤監査役 鈴木 秀 和 ⑧
社外監査役 鈴木 規 央 ⑧
社外監査役 柳 澤 美 佳 ⑧

以 上

株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

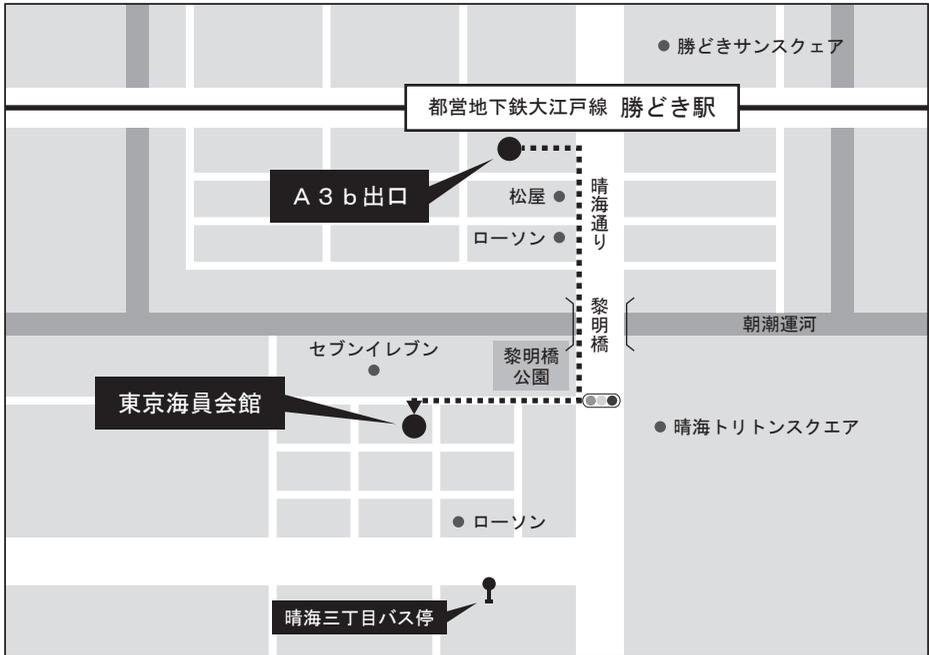
（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（招集）</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>（招集）</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京海員会館 会議室1
東京都中央区晴海三丁目7番1号



交通：

●地下鉄をご利用の場合

都営地下鉄大江戸線：「勝どき駅」A3b出口より徒歩9分
(勝どき駅から黎明橋を渡り、公園右折)

●都バスをご利用の場合

〔都05-1〕〔東15〕〔錦13〕系統 晴海三丁目下車徒歩3分

東京駅 (JR・丸の内線) より

〔都05-1〕「東京駅丸の内南口」より約25分

〔東15〕「東京駅八重洲口」より約25分

有楽町駅 (JR・有楽町線) より

〔都05-1〕「教寄屋橋」より約20分

銀座駅 (銀座線・日比谷線・丸の内線)

〔都05-1〕「銀座四丁目」より約15分

豊洲駅 (有楽町線) より

〔錦13〕「豊洲二丁目」より約5分

〔東15〕「豊洲二丁目」より5分

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。